

# 情報ステーション

市役所 ☎23 2111  
 白沢支所 ☎53 2111  
 利根支所 ☎56 2111

**4月・5月  
おはなしポケット**

4月はお休みします

5月2日(土)「げんきがでるよ かしわもち」  
 5月16日(土)「たんぼぼは たんぼぼ」

とき 午後2時30分  
 ところ 図書館3階おはなしのへや

## お知らせ

**ご利用ください**  
 「望郷の湯」「しゃくなげの湯」の市民特別割引券

「望郷の湯」と「しゃくなげの湯」の入館料共通割引券を全戸配布します。

**内容** 1枚につき入館料100円を割り引き

※1枚で5人まで利用できます  
**問い合わせ** 望郷の湯 ☎3939 39、しゃくなげの湯 ☎200011へ

**一般廃棄物最終処分場(上川田町)の休日開場日について**

最終処分場では、資源の収集が実施される祝祭日については、午前中(9時～正午)のみ開場しています。

また、該当しない月については、第2日曜日に開場しますので、詳しくは家庭ごみ収集カレンダーをご確認ください。

**問い合わせ** 環境課廃棄物係 ☎内線3073へ

**使用済油などを回収しています**

使用済天ぷら油などは、バイ

オーディオ燃料(BDF)にリサイクルされ、軽油の代替燃料として利用されています。

市内では、利根沼田地域ボランティアセンターが8カ所で回収を行っている他、次の市有施設でも回収をしています。

**回収場所** 中央公民館、白沢・利根支所、利南・池田・薄根・川田公民館

※本年度より各小中学校での回収はなくなります

※油は、天かすなどを取り除き、必ずネジ式キャップのある容器(ペットボトル)に入れてください

**問い合わせ** 環境課廃棄物係 ☎内線3073へ

**まきストープなどから発生した灰について**

市では、東日本大震災以降、家庭でまきストープなどを使用したときに発生する灰を、環境省の指示に基づき拠点回収を行っています。本年度も実施しますのでご協力をお願いします。

とき 毎日午前8時30分～午後5時15分

**ところ** 旧沼田警察署跡地の東側倉庫(灰収集場所)

**その他** 燃やせないごみの袋など

ど耐水性のある丈夫な袋をお持ちください

**問い合わせ** 環境課廃棄物係 ☎内線3073へ

**ごみ減量化について**

市では「循環型社会の構築を目指した取り組みを進めています。一人一人が「ごみ問題」を意識して、ごみの分別を徹底し、できるだけ資源に回すことにより、ごみの減量化を図りたいと考えています。

家庭から排出されるごみや、事業所から排出されるごみの減量化を推進するため、皆さんのご協力をお願いします。

**問い合わせ** 環境課廃棄物係 ☎内線3073へ

**特別弔慰金を受給されている人へ「第11回特別弔慰金の請求」について**

第10回特別弔慰金の最終償還は、4月15日(水)から受け取ることが出来ます。

また、第11回特別弔慰金の請求については、町ごとに受付期間を設ける予定です。

日程など詳細は、広報ぬまた6月号にてお知らせします。

**問い合わせ** 社会福祉課社会係

☎内線3102へ

**野生のコシアブラとタラノメの出荷制限について**

県産農産物・林産物については、県が市町村やJAと連携して放射性物質検査を行い、安全性の確認を行っています。

市内で採取されたコシアブラ(野生)とタラノメ(野生)については、県でモニタリング検査を実施したところ、食品の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

これにより、対象地域内で採取された各品目については、安全が確認されるまでの間、放射性物質が基準値以下であっても流通・販売はできません。また、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性がありますので、自家消費についてもお控えください。

**出荷制限品目/対象区域**  
 ▽コシアブラ(野生) / 市内全域  
 ▽タラノメ(野生) / 白沢町を除く市内全域

※県内の品目別の出荷制限などは、県のホームページでご確認ください

**問い合わせ** 農林課農業振興係 ☎内線5015へ

## 浄化槽設置事業費補助金を交付します

公共下水道などの計画区域以外などで、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。

**補助金限度額**

■新規設置 ▼5人槽13万8000円▽6～7人槽17万3000円▽8～50人槽22万5000円

■転換設置 ▼5人槽37万4000円▽6～7人槽45万6000円▽8～50人槽55万5000円

※転換設置(単独浄化槽やくみ取り便槽からの切り替え)の場合は、別途補助があります

**問い合わせ** 上下水道課下水道係 ☎248811へ

## バス停留所「利根沼田文化会館前」「上原町」が新設されました

路線バス中山本宿線が運行経路を延長し、停留所「沼田市保健福祉センター前」、「利根沼田文化会館前」(新設)、「上原町」(新設)、「城堀川」で乗降車できるようにになりました。中山本宿線はフリーWi-Fiを試験導入しており、バス車内でも快適に過

ごせます。便利になった路線バスをご活用ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**問い合わせ** 関越交通(株)沼田営業所 ☎1111へ

**自立支援医療(精神通院医療)および精神障害者保健福祉手帳の申請**

自立支援医療(精神通院医療)受給者で引き続き治療が必要な人と、精神障害者保健福祉手帳所持者で更新手続きが必要な人は、有効期間の終了する3カ月前から再認定(更新)の申請をしてください。また、氏名、住所などに変更があったときも届け出が必要です。

**問い合わせ** 社会福祉課障害福祉係 ☎内線3107へ

## サポカー補助金の交付申請を受け付けています

国では、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置を搭載した安全運転サポート車の購入などを補助する「サポカー補助金」の申請を受け付けています。

65歳以上の人が購入、設置する新車、中古車、後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置が補助対象となっています。

詳しくは(一社)次世代自動車振興センター(補助事業執行団体)にお問い合わせください。

**電話受付時間** 土・日曜日、祝日を除く午前9時30分～正午、午後1時～5時

**問い合わせ** 次世代自動車振興センターサポカー普及促進部 ☎03(3527)9618へ

**都市計画変更関係図書を縦覧します**

次の都市計画を4月1日付けで変更しましたので関係図書を縦覧します。

とき 4月1日(水)から

縦覧します。

5月	と き	と こ ろ
8日(金)	10:30~10:50	利根川ダム統合管理事務所
	11:00~11:40	群馬県利根沼田振興局
	1:50~2:20	新町公民館
12日(火)	2:30~4:15	升形小学校
	9:50~10:15	岡谷町生活改善センター
	10:25~10:55	下発知町生活改善センター
13日(水)	11:05~11:35	奈良町農事研修所
	1:30~2:50	上発知町生活改善センター
	2:00~2:20	中発知町生活改善センター
14日(木)	2:30~4:15	池田小学校
	10:45~11:15	屋形原農村婦人の家
	1:15~1:50	上川田町住民センター
15日(金)	2:00~2:20	川田公民館
	2:30~4:15	川田小学校
	10:00~10:20	横塚町公民館
19日(火)	10:30~10:50	久屋原町公民館
	11:00~11:35	上久屋町多目的集会所
	1:15~1:45	利南公民館
20日(水)	1:55~2:15	沼須町農事研修所
	2:30~4:15	利南東小学校
	9:50~10:20	硯田町公民館
21日(木)	10:30~10:55	掘廻町構造改善センター
	11:05~11:30	善桂寺町活性化センター
	1:30~2:10	町田町水田転作研修所
22日(金)	2:25~2:40	薄根公民館
	2:50~4:15	薄根小学校
	11:00~11:30	保健福祉センター
26日(火)	1:45~2:00	旧利南中学校運動広場
	2:30~4:15	多那小学校
	10:00~12:00	利根小学校
27日(水)	1:30~1:45	利根支所
	2:00~2:20	老神地区集会所
	1:35~2:15	愛宕老人ホーム
★5月より沼田小学校が新設、十王公園が9日目に変更	2:30~4:15	沼田北小学校
	1:45~2:15	★十王公園
	2:30~4:15	★沼田小学校
図書館の休館日	10:20~10:50	生枝集会所
	11:00~11:20	岩室集会所
	11:30~11:45	尾合集会所
5月4.5.6.11.18.25.29日/6月1.8.15.22.24.25.26.27.28.29.30日	1:15~1:45	下古語父集会所
	2:00~2:25	上古語父集会所
	2:40~4:15	白沢小学校
図書館の休館日	1:00~1:30	利根支所利根出張所
	1:50~2:05	日影南郷集会所
	2:50~4:15	沼田東小学校

**とこ** 都市計画課計画係

**内容** ①用途地域(東原新町・上原町文教・業務地区)の変更/東原新町と上原町の各一部(保健福祉センター、ZACROSアリーナぬまた市民体育館)や利根沼田文化会館などが集まる地区)において、文教・業務地としての更なる機能集積と将来にわたる地区の維持を図るため、用途地域を準住居地域に変更

②地区計画(東原新町・上原町文教・業務地区)の決定/今回、用途地域変更を行った区域において、文教・業務地

としての機能集積・地区の維持を図りながら、今までどおりの良好な住環境を保全することを目的に決定

※詳細は、市ホームページでも見ることが出来ます

**地区計画に基づく届け出について**

地区計画が適用される区域内で工作物の建設などの行為を行うおとす場合、都市計画法第58条の2により当該行為に着手する30日前までに市長へ届け出が必要になる場合があります。

**問い合わせ** 都市計画課計画係 ☎内線41211へ